

国東市滞納整理方針

平成 30 年 3 月 30 日
国東市告示第 25 号

国東市滞納整理方針(平成 27 年国東市告示第 105 号)の全部を改正する。

(趣旨)

平成 27 年 10 月に策定した「国東市滞納整理方針」に基づく取組により、徴収 4 悪から脱却し、滞納繰越額を大幅に圧縮した。しかし、本市の歳入における財政状況は、市税等からなる自主財源に比べ地方交付税等の依存財源が大きく上回っています。行政活動の自立性、安定性を図る尺度となる自主財源の確保は依然と主要な課題となっています。

市税等の徴収環境は今後も困難な状況が続くと思われるが、市政運営における貴重な財源確保と税負担の公平性の観点から、より積極的かつ徹底した徴収業務を進めていかなければならない。市民の信頼に応える納税秩序を維持するためにも、今後の収納対策における当市の一貫した姿勢のもと、市税等収入の確保ならびに更なる収納率向上に向け、「国東市滞納整理方針」を改訂するものである。

1. 目標

収納率の向上

税負担の公平性の確保や税務行政全般にわたる信頼確保には、適正な税務事務の執行が求められる。収納事務に関しては、「税の完結」(自主納付・強制執行・執行停止～不納欠損)が求められる。そこで、次に示す原則に基づく基本方針のもと、市税収入の確保並びに収納率の向上に向けた取り組みを進める。

2. 原則

(1) 自主納付の推進

税金は定められた納期限までに、自己責任において自主的に納めていただくものである。国東市では、この納税本来の姿である自主納付の推進を図っていくものとする。

(2) 滞納整理の強化

滞納の発生は、納税者の責に帰すべきものであり、その解消は、徴税吏員の職務である。徴税吏員は大多数の納期内納付者との公平性の観点から、法律に基づいた滞納整理を積極的に進めていくものとする。

3. 基本方針

目標達成に向け、以下の通り基本方針を定める。

- (1) 現年度課税分の徴収強化(新規滞納発生抑止)
- (2) 滞納繰越分の徴収強化・圧縮
- (3) 納税相談等の充実
- (4) 納税環境の整備等

4. 具体的な取り組み

- (1) 現年度課税分の徴収強化(新規滞納発生抑止)

翌年度への繰越(滞納繰越分)を増加させないよう、現年度課税分未納者に納税を促し、新規滞納の抑制を図る。

- ① 新規未納事案の折衝

ア 督促状を送付しても納付がない者に対しては、早期に催告を行い、速やかな納付を促す。

イ 滞納整理強化月間等で電話催告等の取組みを行う。

- ② 滞納整理の早期着手・早期整理の徹底

新規未納事案の折衝後、期限までに納付の確認が取れない者に対しては、滞納処分を含めた一連の整理を早期に図る。

- (2) 滞納繰越分の徴収強化・圧縮

滞納整理事務の合理化、効率的な執行に努め、的確に滞納者の状況を把握し、事案の早期完結を図ることにより滞納額の圧縮を図る。

- ① 財産調査及び滞納処分強化の徹底

ア 滞納者の納付能力等の判断及び滞納原因を把握するため、財産調査を強化する。

イ 債権(預貯金、給与、生命保険、売掛金等)差押を中心とした滞納処分を強化するとともに、タイヤロック・捜索等を実施し、動産のみならず、不動産の差押えにも着手する。また、新たな換価の手段として、インターネット公売の積極的な活用を図る。

- ② 滞納処分の執行停止

把握した滞納原因により、滞納処分執行の停止要件等(地方税法第15条の7第1項各号及び5項)に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行停止を行うなど、早期の事案完結に結びつける。滞納処分の執行停止要件に該当する者に対しては、迅速かつ適正な処理を行う。

- (3) 納税相談等の充実

長期間納付が滞ったことによる高額滞納は、本人にとって大きな負担となる。早期に個々の状況を把握するためにも、市民にとって利用しやすい納税相談窓口を目指す。

- ① 相談力の向上

生活困窮者等との相談スキルを向上させるため、徴収担当職員を府内外の研修等に積極的に参加させる。

② 関連組織の連携・協力体制の構築

相談内容に応じて支援機関の相談窓口を案内する。また、府内各所管間での連携・協力体制の構築を図る。

③ 広報・啓発活動の充実

市報やホームページなど広報媒体の積極的な活用を図り、市民の目線に立った相談しやすい窓口と税の大切さをPRする。

また、納税の重要性や徴収の取組み状況(タイヤロック、インターネット公売、差押等の滞納処分状況)を広く市民に周知し、納税に対する理解と納税意識の高揚を図り、自主的な納期内の納付の推進を図っていく。

(4) 納税環境の整備等

納税者の納付機会を拡大し、納付しやすい環境づくりに努め、納期内納付の向上を目指す。

① 口座振替の加入促進

納期内納付の促進を図る上で、口座振替制度の利便性を広報やホームページ等でPRをするほか、納付窓口(各金融機関含む。)での加入勧奨を行う。

② 関係機関との連携

徴収力強化に向け、滞納整理に関する情報収集や徴収技術の取得・研究ならびに市税徴収に必要な事務を円滑に行うため、税務署・大分県・各市町村等との連携を深め、相互協力体制の構築を図る。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。